

自転車指導啓発重点路線(ひたちなか警察署)

令和4年5月



「ひたちなか警察署からのワンポイントアドバイス」

1 **並進走行の禁止**

2 **歩道は、歩行者優先**

自転車が行き通せる歩道でも、車道寄りや歩道にすぐ止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は、一時停止をしましょう。

3 **携帯電話利用走行の禁止**